

回 覧

鬼農発第1050号
令和6年12月24日

各 位

鬼北町長 兵頭 誠亀

ミツバチの飼育に関する届出について

ミツバチの飼育者は、ミツバチの種類（セイヨウミツバチ・ニホンミツバチ）、業であるか、趣味であるかに関わらず、蜜蜂飼育届を愛媛県へ提出する必要があります。

蜜蜂飼育届は、手数料は不要で役場を経由して提出できますので、用紙が必要な方は鬼北町役場農林課農政係（担当：本倉）までご連絡下さい。鬼北町役場への提出期限は令和7年1月24日（金）です。

届出についての詳細は、愛媛県庁公式ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ehime.jp/page/9224.html>

（手順）愛媛県 HP ＞ 仕事・産業 ＞ 畜産業 ＞ 畜産課 ＞ 申請・届出・講習 ＞ ミツバチを飼育される皆様へ

なお、次の①または②に該当する方は、届出不要です。

- ① 採蜜したはちみつ等を販売せず、花粉交配に必要な期間（数週間～数か月間）のみ、一時的にミツバチを飼育される方。
- ② 巣箱や巣洞等を設置せず、野生ミツバチの自然巣からはちみつ等を採取するだけで、ミツバチを飼育していない方。

※巣箱は適切な管理をお願いします。もし、異常を確認した場合は、南予家畜保健衛生所宇和島支所（0895-22-1294）にお問い合わせください。

【問い合わせ】

鬼北町役場 農林課 農政係

担当：本倉

愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 800-1

Tel：0895-45-1111（内線 2432）